4布された条例のあらまし

◇奈良県政務活 動 費 の 交付 関 する条例 の 部を改正する条例

1 会派及び議員の責務

- (1) 究その 付の することに 会派及び 目的に 他 \mathcal{O} 議員 沿 活動に資するため より県民に対する説明責任を果たさなければならない 2 は、 て適正に政務活動費を使用するとともに、 政 務活 動 費が に交付され 議員 \mathcal{O} 責務及 る ŧ \mathcal{O} であ び 役 割 ることを踏まえ、 の遂行に その使途を明確 必要な調 当 該 査 交
- (2) 会派に 会派は、 所属 す 政務活動費 る議員を指導監督し の適正な使用を確保するため、 なけ ればならない こととし その使用に 9 11 て当該

2 議長の責務

を期す 奈良県 るととも **ぶ議会議** 長 に、 以 その 下 使途の 「議長」 透 とい 明 性 . う。 \mathcal{O} 確保 に努め は、 政 務活 る t 動 \mathcal{O} とす 費 制 ることとし 度 \mathcal{O} 適正 な運用 た。

- 3 政務活動費の交付の辞退届等
- (1) \mathcal{O} 旨を議長に届け 政 務活 動 費 \mathcal{O} 交付 出 を辞 な け 退 れ ばな L よう らな とす V ことと る議 員 した。 は、 あ 6 カン \Diamond 書面 り
- (2) 議長は こととした (1) \mathcal{O} 届け が あ 0 たときは、 速や かに知事 に 通 知 な け ら
- 4 収支報告書を提出する際の会計帳簿の添付

議長が 収 (書等) 代民に説 以 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及 規程で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳 下 明する責任を果たすため、 「収支報告書」とい いう。 を添付して、 , う。 年度終了 を、 当該政務活動費に係る収入及び支出 政務活動費の支出に係る領 \mathcal{O} 日 CK 議員 \mathcal{O} 翌日 は か ら起算 使途 簿 \mathcal{O} \mathcal{O} 透明 写 して三十月 収書そ 性 以下 を \mathcal{O} 义 報 以 \mathcal{O} 領 他

5 収支報告書等 \mathcal{O} 写 \mathcal{O} ン タ ネ ツ \mathcal{O} 利 用 に ょ る 公 表

に、

議長に

提出

なけ

n

ばならな

いこととした。

とい 議長 は、 · う。 に \mathcal{O} 写 V) 提 を 出 イ タ れ た収 ネ 支報告書及 ツ \mathcal{O} 利用 に び ょ 領 収 り 書等 公表するも 以 下 のとすることと 収支報告 書等

した。

- 6 議長の調査等
- (1) 議長は、 査を行う É 政務活動費の適正な運用を期するため、 \mathcal{O} とすることとし 必要に応じ てその 内 容 \mathcal{O}
- (2) 関」という。 る者等をもっ 議長は (1) て構成する奈良県議会政務活動費第三者機関 の調査を行うため、 を置くこととした。 議長が 指 名する三名以 内 \mathcal{O} 以下 学識 経験を有 「第三者機 す
- (3) が 議長は、 できることとした。 収支報告書等に関 第三者機関に 必 要な 調 査等を行 わ せること
- (4) 項は、 (2)及び(3)に定めるものの 議長が定めることとした。 ほ か、 第三者機関 \mathcal{O} 組織及 び運営に 関 必要な事
- 7 議長の勧告及び命令
- (1) 議長は、 収支報告書の 6 0) 調査の結果、 内容を是正すべきことを勧告することが 必要があると認めるときは、 できることとし 会派又は議員に た。
- (2) 合には、 \mathcal{O} 内容を是正すべきことを命じることが (1)の勧告を受け 議長は、 当該会派又は議員に対 た会派又は議員が、 正当な理由 できることとし 相当 の期間を定め なく当該勧告に応じ た。 て 収支報告 ない 場 書
- (3) 意見を聴くととも 弁明の機会を与えなけ 議長は、 (2)による命令をしようとするときは、 当該命令を行おうとする会派又は議員に対 ればなら ないこととした。 あら かじ め、 第三者機関 十分な \mathcal{O}
- (4) することとした。 議長は、 (2)による命令を行ったときは、 当該命令 \mathcal{O} 内容を公表するもの
- 8 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 9 施行期日等
- (1) 平成二十九年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県手話言語条例

前文

手話は、 物 \mathcal{O} 抽象的 な概念等を手や指 の動き、 表情等を使用 て視覚

的 \mathcal{O} 表現する言語で 疎 通 を図 「るため あ り、 12 ろう者が 必 必要な言 情報を取得 語 7 使用 その さ n 意思を表示 7 い 及 び 他

これによ うにな 会議 が 発 く傷付け 展 決 わ 議され E L が り、 7 玉 お 、きた。 り、 1 \mathcal{O} られて た。 手話 昭和八年にはろう学校で て、 ろう者は ところが それを受けて、 ろう教育では読唇と発声 は、 しま ろう者 0 П 話法を押 た。 明治十三年 \mathcal{O} 集団で育 わが 付け 国で \mathcal{O} 手話 に ま 5 もろう教育 訓練を中 れ、 イタリア \mathcal{O} れ ろう者 使用が ることに 心 \mathcal{O} とす ミラ では 事 \mathcal{O} なり、 実上禁止さ 間 口話法 る 1 で 大切に で П 話法 ろう 開 が 催 を教 者 ħ 用 催 受 \mathcal{O} る Z け 1 尊 12 え 5 n 継 厳 至 れ る が こと は 0 る 玉 n 著 た ょ

を大切 カナ では、 手話を規定する国が $\bar{\mathcal{O}}$ 言語に 後、 E \mathcal{O} バ ン 7 平成十八年に V クー は るとの 手話その バ 増えて ーで開催され 認識 他 国際連合総会で採択され は広まり 1 \mathcal{O} る。 非音声言語を含むことが また、 た国際会議で 0 9 ある。 明治十三年 撤廃さ た障 \dot{O} 別記され n 決 害者 議 7 おり、 £' \mathcal{O} 権 平 利 ろう者が 成二十二年 憲法や法 に 関 す Ź 手 条 律

れ 手話を含 わ が 国に む な と規定され、 11 ても、 平 平成二十六年に 成二十三年に改 正され は障害者 た障害者基 \mathcal{O} 権 利 12 本法 関 す る条約 に な VI が 7 批 言 准 語 3

ろう学校全体に を 奈良県で 配 置 幼児期か は お 平成 11 て、 5 七 \mathcal{O} 年 手話 手話 に による教育を推進 及 全国 U 手話 先駆 による教育 け てろう し 学 てきた。 に取 校 1) \mathcal{O} 組 幼 稚 むとともに、 部 ろ 以 \mathcal{O} 降

る社会の実現に か る人もない わ また、 らず、 亚 成二十七年三月には、 相互に人格と個性を尊重し合い 人もともに暮らしやす 取 り 組 λ で 1 るところであ 言語 V 社会づくり条例 に手話を含むと明 る。 なが 5 安心し を制定 記 て暮らすことが た奈良 障 害 \mathcal{O} 有無に 障 害 で \mathcal{O} カン あ

蓄積 ととなった。 文化祭と第十 さらに、 を強 を誇る日本文化 平成二十九 文化 七 回全国 \mathcal{O} 力で新たな関係を 0 年秋に は 障害者芸術 ľ しまりの は、 地 全国で初めて 文化祭を一 で 0 あ くるとい る奈良 体 う理念を全国に か \mathcal{O} 5 開催 試 みとし 障 害 て、 \mathcal{O} 歴史と文化 あ 広く 第三十二回 る人とな 、発信 \mathcal{O} 豊 す 11 る か 玉 \mathcal{O} な 民

そこで、 手話が 人と人が 意思疎通を行 VI 互 VI を理解 す る主要な手段 で あ

る言語 尊 12 り、 との ろ こことが 認識に立ち、 者 \mathcal{O} できる社会を築くため 権 が 県民 尊重さ の手話 れ、 ろう \mathcal{O} 者とろう者 理解を深めるととも \mathcal{O} 条例 を 以 制 外 定することとし \mathcal{O} 者 に、 が 互. 手話 11 を 理 \mathcal{O} 普及等 解

2 目的

尊重 手話 理念を定め 目的とすることとした。 \mathcal{O} ŧ の普及等に関する施策 条例 0 て全て 1) なが \mathcal{O} 手話 5 \mathcal{O} 県民が 責務並 安心 が 言語 び 聴覚障 \mathcal{O} て暮らすことができる社会の実現に寄与することを で 総合的 以県民及 あ る 害 と \mathcal{O} カュ 75 \mathcal{O} 有無に 事業者 認 つ計 識 画 に基 的 \mathcal{O} カン な推進に 役割 づ カゝ き、 わらず、 を明 手 必要な 話 5 相互 か \mathcal{O} に 基本的 に 及等 す 人格と個性を に 関 事項を定 基

3 定義

- (1) 日常生活又は社会生活を営む者をい この条例 お į١ て、 「ろう者」 は、 うことと 聴覚障害者の した。 うち、 手 話 を言語
- (2) 用 B 0) 条例 す ĺ١ 環境 に お \mathcal{O} 11 整備 て、 を 手 V 話 うこととした。 \mathcal{O} 普及等」 とは、 手話 \mathcal{O} 普 及そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 手 話 を使

4 手話の意義

を理解 か 手話 日 常 は な 生活又は社会生活を営む け 独 自 れ ば \mathcal{O} 言語体 ならないこととした。 上系を有る す ため る 文化的 大切に受け 所 産 で あ 継 0 て、 11 できたも ろ う者 \mathcal{O} が で 知 的 あ ること で 心

5 基本理念

け \mathcal{O} れば 手話 意思疎通の なら \mathcal{O} 普及等 な 手段として必要な言語であると 11 は 手話 が ろう 者に ょ る情 11 報 う基本的 \mathcal{O} 取 得 な認識 意思 \mathcal{O} の下 表示 に行 及 てド わ れ な

6 県の責務

- (1) 去に 壁となるよ \mathcal{O} 他の 県 は、 0 関 VI 係 7 5 う 機 \mathcal{O} 要か 関等と連 な社会に 基本理念 つ合理的 おけ と携して、 (以下 る事 な配慮を行 「基本理念」 物、 ろう者が 制度、 V 日 という。 慣行、 手話 常生活又は社 \mathcal{O} 普及等 観念そ を推 \mathcal{O} 会生活を営 \mathcal{O} 他 0 進す --- り、 切 るも \mathcal{O} む 市 t 上 \mathcal{O} 町 \mathcal{O} で 村 \mathcal{O} す 障 除 そ
- (2) 県は ろう者及び手話通訳者 \mathcal{O} 協 力を得 て、 手話 \mathcal{O} 意義及 CK 基本理念に 対

する県民の理解を深めるものとすることとした。

7 市町村との連携及び協力

等 に当た 県は 手話 0 て は \mathcal{O} 意義及び 市町 村と連携 基本 年理念に 及び 対 す 協力す る 県 民 る \mathcal{O} 理 よう努め 解 \mathcal{O} 促進並 る t \mathcal{O} び とす に 手話 ることと \mathcal{O} 普及

した

8 県民の役割

- (1) 県民は、 基本理念に \mathcal{O} 0 とり、 手話 \mathcal{O} 意義及び基本理念を理解するよう努
- (2) るものとすることと

義及び基本理念に対する県民 ろう者は、 基本理念に \mathcal{O} 9 とり、 \mathcal{O} 理解 県 \mathcal{O} 促進並 \mathcal{O} 施策に び に手話 協 力する の普及等 ととも に、 に努めるも 手 話 \mathcal{O} \mathcal{O}

とすることとした。

(3) に手話の普及等に努めるも 関する技術の 手話通訳者は、 向上、 基本理念に 手話の 意義及び基本理念に対 \mathcal{O} \mathcal{O} とすることとした。 つとり、 県 \mathcal{O} 施策に協力するととも する県民 \mathcal{O} 理 解 \mathcal{O} 進並 手話

9 事業者の役割

は ろう者を雇用す 業者は 基本理念に るときは、 \mathcal{O} 0 とり、 手話 \mathcal{O} 使用 ろう者に に関 対 T L 合理的 7 サ な ビ 配慮を行うよう努め ス を提 供 す ると き又

10 計画の策定及び推進

るも

 \tilde{O}

とすることとした。

С 等に必 県は 要な施策 障害者基本法 に つい て定め、 の規定に これを総合的 よる奈良県障 害者計 か つ計 画的 画 に に推進す お 11 るもの 手 話 \mathcal{O} とす 普及

- (2) 者施策推進協議会の意見を聴か 県は (1)の施策に 9 11 て定め なけ ようとするときは、 れば ならない ことと あ 5 した。 か じ 奈良県 障 害
- (3) をしなけ 知事は ばならないこととし (1) の施策に 0 V て、 た。 実施状況を公表するとともに、 不断 \mathcal{O} 見 直
- (4) 知 事は 毎年度、 (3) (7) 実施状況を議会に報告するも のとすることとし た。

11 手話を学ぶ機会の確保等

(1) ろば 県は、 あ 11 市町 サ ポ 対その 運 動 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 関係機 推進、 手話サ 翼、 ろう者、 ク ル 手話 そ \mathcal{O} 通 他 訳 \mathcal{O} 県 者等 民 と協 が 手話を学ぶ 力 て、 機会 ま ほ

- の確保等に努めるものとすることとした。
- (2) が 8 県は るも で きる \mathcal{O} とす よう、 中 -途失聴者、 ることとした。 手話に 関する学習会 難聴者そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 開催 手話を必要とする者が手話を学ぶ その 他 \mathcal{O} 必要な支援を行うよう努 こと
- (3) 基本理念を理解 県は、 手話に関する研修を実施す 手話を学習する取組を推進するも る等 に ょ Ŋ そ \mathcal{O} 職 \mathcal{O} 員 とすることとし が 手 話 \mathcal{O} 意義 た。 及 75
- 12 手話を用 た情報発信
- (1) 手話を用 県は、 ろう者が 1 た情報発信に努める 県政に関する情報を速やか ものとすることと に取得 した する ことが できるよう、
- (2) きる環境を整備するため、 行う拠点の支援等に努めるものとすることとした。 県は、 ろう者が 手話をい 手話通訳者の派遣、 つでも使え、手話による情報を取得すること ろう者、 そ の家族等 \mathcal{O} 相 談 が を で
- (3) う努め とが るため必 県は、 できるよう、 るも 要な情報を速や 災害その \mathcal{O} とすることとし 市町 他非常の 村その かに取得 事態において、 他の た。 関係 機関 及び円滑に他 ろう者が手話に との 連携等 人と 必要な措 $\overline{\mathcal{O}}$ 意思 ょ り安全を確 心疎通を図 置を講ず るよ るこ す
- 13 手話通訳者等の確保、養成等

ため、 養成及び手話 手話通訳者その 市 町 設技術の 村と協力 向上を図るものとすることとした。 他 て、 \mathcal{O} 手話を使うことが ろう者が 地域 に お できる者及び VI 7 生活 そ B の指導者 す 11 環境 \mathcal{O} 資 す

- 14 学校における手話の普及
- (1) する学校の できるよう、 ずるよう努めるものとすることとした。 聴覚障害の 設置者は、 ある幼児、 教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を ろう児等が、 児童又は生徒 手話を学び 以下 「ろう児等 か つ、 手話に لح 11 より学ぶこと う。 が 通学
- (2) 話に ろう児等が通学する学校 .関 する学習の機会の た。 提供 \mathcal{O} 並びに教育に関する相談及 設置者は、 ろう児等及びその び支援に努め 保護者に対 t \mathcal{O} 手
- (3) 県は \mathcal{O} 基本 作成その 理念及び 他 \mathcal{O} 措置 手話 を講ず に 対す る理解 るよう努め を深 るも 8 る ため、 \mathcal{O} とすることとした。 学校教育 で 利用 で

15 事業者への支援

することとした。 県は、 \mathcal{O} た め ろう者が に事業者が 利用し 行う取組に対 やすい サ ĺ て、 ス \mathcal{O} 提供及びろう者が 必要な支援を行うよう努め 働きやす るも V 環境 \mathcal{O} \mathcal{O} لح

16 観光旅行者その他の滞在者への対応

う取組に対して、 が できるよう、 県は、 手話を必要とする観光旅行者その 手話を使用しやすい 必要な支援を行うよう努めるものとすることとした。 環境 \mathcal{O} 他 整備に努めるとともに、 \mathcal{O} 滞在者が安心 て滞在すること 事業者が行

17 ろう者等による普及啓発

主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとすることとした。 ろう者及びろう者の団体は、 基本理念及び手話に対する理解を深めるため自

18 手話に関する調査研究

査研究の推進及びその 県は、 ろう者、 手話通訳者等が手話 成果の普及に協力するものとすることとした。 の発展に資するために行う手話に関 する

19 財政上の措置

ず るよう努め 県は 手話の るも 普及等に \mathcal{O} とすることとした。 関す る取 組を推進するため、 必要な財 政 Ŀ \mathcal{O} 措置を講

20 施行期日等

- (1) 平成二十九年四月一日から施行することとした。
- (2) 関係条例に つい て、 所要の規定の 整備を行うこととした。